

【件名】

「脱炭素社会の実現に向けた区有施設整備方針」の改定について

【要旨】

第 5 次中野区環境基本計画や区有施設整備計画の改定を踏まえ、「脱炭素社会の実現に向けた区有施設整備方針」（以下、「方針」という。）を改定したので、報告する。

1 改定箇所

改定後	改定前
1 目的 区は、<u>令和 3 年 10 月に「中野区ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050 年までに区の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指している。</u> また、<u>令和 8 年 3 月に「第 5 次中野区環境基本計画」を改定し、区の事務事業における温室効果ガス排出量を、令和 12 年度（2030 年度）までに、平成 25 年度（2013 年度）比で 52.8%削減を目指すことを定めたところである。</u> （略） 3 目指す水準 （1）新築・改築建築物において目指すエネルギー消費性能 （略） <u>※建築物の用途により ZEB 対象にならないものについては、ZEH-M（Net Zero Energy House Mansion）基準の水準の確保を目指すものとする。</u> （2）建築物の改修時において目指すエネルギー消費性能 <u>建築物の改修にあたっては、エネルギー消費性能の向上を図るための措置を講じる。</u> <u>特に大規模改修時には、建築物の熱</u>	1 目的 区は、<u>令和 3 年 9 月に「第 3 次中野区地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」を改定し、令和 12 年度（2030 年度）までに、平成 25 年度（2013 年度）比で 46%の温室効果ガス排出量の削減を目指すことを定めたところである。</u> また、<u>令和 3 年 10 月には「中野区ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050 年までに区の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指している。</u> （略） 3 目指す水準 （1）新築・改築建築物において目指すエネルギー消費性能 （略） （2）建築物の改修時 <u>高断熱、高効率な設備の導入など、エネルギー消費性能の向上を図るための措置を講じる。</u>

<u>負荷の低減、最新の省エネ設備の導入等により、エネルギー消費性能の向上を図る。その際、東京都財務局が定める「省エネ・再エネ東京仕様」に示す技術項目を参考に、建築物の特性等に応じて検討する。</u> 7 運用 (略) <u>大規模改修にあたっては、設計完了後の報告を環境部長に対して行うものとする。</u>	7 運用 (略)
---	---------------------

2 方針の適用時期

令和9年4月1日以降に契約する案件から改定後の「方針」を適用する。

3 今後のスケジュール

令和8年4月 閉会中区民委員会で報告